

新潟県条例第21号

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和52年新潟県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 犬猫販売業者 犬又は猫（以下「犬猫」という。）の販売を業として行う第1種動物取扱業者（法第12条第1項第3号に規定する第1種動物取扱業者をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>第13条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(猫の飼い主等の遵守事項)</u></p> <p>第13条の2 <u>猫の飼い主は、猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺的生活環境を保全するため、猫を屋内において飼養し、又は保管するよう努めるとともに、不妊、去勢等の必要な措置を講じ、当該猫がみだりに繁殖することを防止するよう努めなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、所有者のない猫を飼養する者は、その飼養する猫を放し飼いにする場合は、不妊、去勢等の必要な措置を講じ、当該猫がみだりに繁殖することを防止することにより、当該猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺的生活環境を損なうことのないよう努めるとともに、周辺地域の住民その他の者の理解を得られるよう努めなければならない。</u></p> <p>第18条 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(犬猫販売業者に係る基準遵守義務等)</u></p> <p>第18条の2 <u>犬猫販売業者は、規則で定めるところにより、帳簿を備え、販売の用に供する犬猫の輸送（当該犬猫に係る飼養施設の所在地から他の飼養施設の所在地への輸送をいう。以下同じ。）が行</u></p>	<p style="text-align: center;">(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>第18条 (略)</p>

われた場合は、当該輸送の年月日、輸送に係る犬猫の種類その他の規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 犬猫販売業者は、販売の用に供する犬猫の輸送が行われた場合は、輸送後に当該犬猫を飼養し、又は保管する飼養施設において2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によつて観察し、健康上の問題があることが認められなかつた犬猫を販売に供するよう努めなければならない。ただし、第1種動物取扱業者又は第2種動物取扱業者（法第24条の3第1項に規定する第2種動物取扱業者をいう。）に対する販売に供する場合は、この限りでない。

第18条の3 （略）

第18条の2 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

（検討）

2 県は、この条例の施行後3年を経過した場合において、改正後の新潟県動物の愛護及び管理に関する条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。